

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和7年12月8日（月曜日）		
開 会	午前10時0分	閉 会	午後0時13分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (6名)	委員 長 加藤 茂樹 副委員 長 谷口 明子 委 員 足立 考史 秋山 智博 太田 縁 寺坂 寛夫		
欠席委員	吉田 博幸 委員		
委員外議員	中山 明保 議員		
事務局職員	局長補佐兼庶務係長 毛利 元 議事係主任 岡崎 圭涼		
出席説明員	<p>【水道局】</p> 水道事業管理者 武田 行雄 副 局 長 川戸 敏幸 次長兼総務課長 渡辺 寛存 次長兼給水維持課長 中村 賢司 総務課課長補佐 長石 和久 給水維持課課長補佐 桑村 紀幸 総務課総務係長 山本 信二 総務課財務係主幹 竹田 美智子 経営企画課長 青木 達矢 経営企画課課長補佐 横原 慎吾 経営企画課広報係長 河上 貴志 資産管理課長 太田 憲男 資産管理課課長補佐 石原 崇央 料 金 課 長 楮原 昌宏 料金課課長補佐 佐々木 基 工 務 課 長 谷口 洋一 工務課課長補佐 余悟 純生 浄水課長兼水質検査室長 大島 徳明 浄水課課長補佐 谷口 吉朗 南地域水道事務所長 木本 裕治 西地域水道事務所長 末石 匡昭 南地域水道事務所長補佐 川口 英司 西地域水道事務所長補佐 尾崎 信二 <p>【下水道部】</p> 下水道部長 坂本 宏仁 下水道企画課長 守山 信敏 下水道企画課課長補佐 藤田 浩一 下水道企画課財務係長 尾崎 仁恵 下水道企画課下水道管理室長 増田 泰則 下水道企画課下水道管理室主査 田中 宏典 次長兼下水道経営課長 戸田 昭弘 下水道経営課課長補佐 太田 順二 次長兼下水道建設課長 山口 真二 下水道建設課課長補佐 岸本 直章 <p>【都市整備部】</p> 都市整備部長 山根 陽一 次長兼都市企画課長 河田 耕一		

	都市企画課課長補佐 岩崎 勝紀 交通政策課長 宮谷 卓志 交通政策課課長補佐 森本 英幸 まちなか未来創造課長 筒井 真二 まちなか未来創造課課長補佐 河上 大輔 次長兼河川公園課長 徳田 剛 河川公園課課長補佐 林 克行 河川公園課主査 西垣 真志 次長兼道路課長 田村 温 道路課課長補佐 田中 裕史 次長兼建築指導課長 森田 健 建築指導課参事 米原 和昭 建築指導課参事 山崎 修 建築指導課課長補佐 小林 雄二 建築住宅課長 宮部 将 建築住宅課課長補佐 岡田 久司 建築住宅課課長補佐 竹森 潤一郎 鳥取南地域工事事務所長 田中 和人 鳥取西地域工事事務所長 新田 洋介
傍 聴 者	1 人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前10時0分 開会

【水道局】

◆加藤茂樹委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから、建設水道委員会を開催いたします。

初めに、欠席委員について御報告をします。吉田委員より、所用のため、本日の委員会を欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。

まず、本日の日程でございますが、最初に、水道局から議案説明を受け、その後、下水道部、都市整備部と進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、水道事業管理者に挨拶いただいた後、議案説明に入りたいと思います。

武田水道事業管理者。

○武田行雄水道事業管理者 おはようございます。

12月議会、最初の建設水道委員会ということでございまして、水道局からは、議案を1本、提案させていただいております。中身は、人件費の補正、並びに、事業の前倒しに伴います債務負担行為の補正でございます。

この後、担当のほうより説明申し上げます。よろしく願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。

議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第144号令和7年度鳥取市水道事業会計補正予算（説明）

◆加藤茂樹委員長 それでは、議案第144号令和7年度鳥取市水道事業会計補正予算を説明ください。渡辺次長。

○渡辺寛存次長兼総務課長 次長兼総務課長の渡辺でございます。議案第144号令和7年度鳥取市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページでございます。令和7年度12月補正予算について、補正予算の概要といたしまして、表を記載しております。また、表の下には補正の内容を記載しております、1、人件費関係、補正額は454万4,000円の減額を記載しております。

上の表に戻りまして、補正予算の概要です。公営企業会計方式によって経理されます水道事業会計には、2つの区分がございます。1つが、上の3行、収益的収支、年間の営業活動であります水道事業の運営や施設の管理に関わる収支となります。もう一つの区分が、下3行の資本的収支、水道施設の新設や施設改良といった設備投資に関わる収支、この2つの区分でございます。

まず、上の収益的収支で、既決予定額です。収益的収入51億823万6,000円に対しまして、その下、収益的支出49億9,660万5,000円で、差引きは、1億1,163万1,000円となっております。右の列、補正予定額でございます。収益的収入につきましては、補正はございません。

その下の行、収益的支出は、1,235万8,000円の増額補正でございます。差引き、収益的収支の差引きにつきましては、既決予定額1億1,163万1,000円、補正後には9,927万3,000円となります。

一方の、下の3行の資本的収支につきましては、既決予定額、資本的収入15億4,546万1,000円に対しまして、資本的支出37億4,951万2,000円、差引き22億405万1,000円が不足額となっております。右の列、補正予定額です。資本的収入につきましては、補正はございません。その下、資本的支出は、1,690万2,000円の減額補正です。支出が減りましたことによりまして、資本的収支の不足額も減少しております。資本的収支の差引きは、既決予定額、マイナス22億405万1,000円から、補正後には、マイナス21億8,714万9,000円となります。この不足額につきましては、内部留保資金などで補填を行うこととしております。

表の一番下になります、財政規模でございます。補正後におきましての財政規模は、454万4,000円減少いたしまして、87億4,157万3,000円となります。以上が補正予算の概要でございます。

表の下に、補正の内容を記載しております。1、人件費関係等を記載しております。先ほどの資本的支出と収益的、先ほどの表の資本的支出と収益的支出、どちらにも関係しております。補正の理由といたしましては、採用、異動、退職等に伴う補正を行うものでございます。人件費支出に関連する項目といたしまして、括弧内に列記しております、給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利などとしております。これは、4月に実施いたしました定期人事異動に伴いまして、職員の昇格などを実施したことや、退職給付費の増などがあり、一方で、退職者の補充ができなかったことによる人件費の減額補正となっております。

資料の2ページを御覧ください。今回の人件費補正の内訳といたしまして、補正給与費明細書を記載しております。これは、事前に配付させていただいております補正予算書の7、8ページに、同じ表が掲載されております。

まず、1、総括でございます。これは、職員数や予算額の補正前と補正後と比較した表になります。まず、表の1行目、補正後でございます。職員数、特別職と一般職に分けております。特別職は、水道事業管理者と水道事業審議会委員18人の計19人でございます。一般職は、職員とフルタイムの再任用職員を合わせた数で、補正後の合計欄は99人でございます。99の上の括弧内の職員数13人は、短時間勤務職員でございます。この職員は、全員、短時間勤務の会計年度任用職員になります。先ほどの99人には含まれておりません。

この表で、一番下の比較の欄です。特別職の人数につきましては、変更はございません。一般職の職員、フルタイムの再任用職員につきましては3人減で、括弧内の短時間勤務職員につきましては1名減となっております。

右に移りまして、給与費でございます。一番下の比較の行を御覧ください。まずは報酬です。報酬は、全て水道事業審議会委員関係のものとなります。1万4,000円の減です。報酬の右の列になります給料は、退職者不補充による減、人事異動に伴う増減などがございまして、結果、補正額は948万5,000円の減額でございます。その隣の列、手当は、退職者不補充による減でありますとか、時間外手当のほか、決算見込みによる各種手当の増減、退職給付費の増などによりまして、合計で363万4,000円の増額となっております。

1列飛ばしまして、法定福利費132万1,000円の増額としております。退職者不補充による減などもありますが、一方で、我々が加入しております、鳥取県市町村職員共済組合の事業に係る事業主負担金の負担率が上がったことなどによりまして、合計では増額となっております。

右端の合計欄は、給与費の計と法定福利を合わせたものでございます。454万4,000円、マイナス454万4,000円が、人件費関係の減額補正額となります。

上から2つ目の表は、手当の内訳でございます。各種手当ごとに、補正前、補正後、比較と載せております。退職者不補充による減でありますとか、決算見込みによる増減となっております。

一番右端の退職給付費につきましては、4月に実施いたしました定期人事異動に伴いまして、職員の昇格を実施したことなどによる増となっております。この退職給付費につきましては、退職者の有無にかかわらず、人事異動や給与改定が行われれば、その都度再計算を行い、過不足となる額を計上しております。

地方公営企業会計には、退職給付引当金など、幾つかの引当金の計上が義務化されております。退職給付引当金は、将来支払う退職金に備えるため、会計上の負債として計上する引当金でありまして、年度末に、職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合の金額を計上することとなっております。したがって、人事異動や給与改定が行われれば、その都度再計算を行い、不足額が生じる場合には、退職給付費を増額補正いたしまして、退職給付引当金に繰り入れているところでございます。

続きます表は、先ほどの総括の表を、会計年度任用職員と会計年度任用職員以外の職員とに

分けたものになります。2ページの下部分にあります表、こちら、ア、会計年度任用職員以外の職員に関わる内訳でございます。

次、3ページには、会計年度任用職員の内訳として、表を掲載しております。それぞれ、総括の表と同様の形式で、それぞれの内訳について記載しているところでございます。

そして、3ページ、一番下の表を御覧ください。2、給料及び手当の増減額の明細としております。給料と手当とを区分いたしまして、増減事由別の金額と、その説明を記載したものととなります。

右から2列目の説明欄です。上段の給料、下段の手当につきまして、いずれも、採用・異動等、採用、異動、退職等による増減分としております。給料、手当の増減額につきましては、先ほど2ページで説明しました総括にあります、給料、手当の補正前と後とを比較した額と、それぞれ一致するものでございます。以上が、人件費関係の説明となります。

資料替わりまして、5ページをお開きください。こちらは、令和7年度鳥取市水道事業会計補正予算（第1号）の説明書の表紙となっております。6ページ、7ページに、先ほど説明いたしました補正の内容の詳細を記載しております。まず、6ページを御覧いただきたいと思っております。

資料6ページには、収益的収支でございます。収益的収入には補正はございませんので、収益的支出のみの記載となっております。収益的支出の補正予定額は、一番上の行、1水道事業費用の行でございます。表の中央の列にあります、補正予定額1,235万8,000円の増額です。

表の左端の列から勘定科目の順に、款、項、目、節としており、款1水道事業費用、項1営業費用、目の列1の原水及び浄水費から下に下りまして、5総係費まで、それぞれに人件費関係といたしまして、給料、手当等でありまして、引当金繰入額、法定福利費の補正を行っております。

この表の一番下、収益的収支の差引きを記載しております。補正後の収支差引きは、9,927万3,000円となっております。

続いて、7ページを御覧ください。こちらは、資本的収支となります。資本的収入には補正がございませんので、資本的支出のみの記載となっております。資本的支出の補正予定額は、一番上の行です。1資本的支出の行、表の中央の列にあります、補正予定額1,690万2,000円の減額となっております。

表の左端の列から勘定科目の順に、款、項、目、節としております。こちら、款1資本的支出、項1建設改良費、目の列1の配水施設整備費から下に下りまして、3配水工事費まで、それぞれに人件費関係としまして、給料、手当等の補正を行っているところでございます。

資本的支出の表の一番下の行を御覧ください。収支差引き不足額でございます。補正予定額、マイナス1,690万2,000円と支出が減りました分、不足する額も減少しまして、補正後の収支差引き不足額は、21億8,714万9,000円となっております。

なお、この不足額につきましては、一番下の表に、補填財源説明と表を記載しております。企業内に留保されている内部留保資金であります、上の2行、過年度分と当年度分の損益勘定留保資金、そして3行目、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で不足額を補填い

たします。

資料4ページにお戻りください。こちらは、債務負担行為に関する補正調書でございます。こちら、補正予算書の9ページに記載されている表と同一のものになります。

工事の発注につきましては、地方公共団体の単年度会計では、新年度予算が成立してからの入札、契約手続となるため、年度当初からの工事着工は難しく、閑散期が生じている状況でございます。こうした状況を踏まえまして、資料のページ中段に、説明文を記載しております。建設業者の経営の効率化及び工事の品質確保等を目的に、ゼロ債務負担行為を活用し、公共工事の発注時期の平準化に取り組むものでございます。

このたびの補正予算におきまして、令和7年度から2年間の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

表の1行目、配水施設整備事業は、送・配水施設、送・配水管の新設及び増設改良などを行う事業でございます。古海地内におきまして、配水管の布設替え工事1件の発注を計画しており、事業費は3,000万円でございます。表の右側に、財源内訳を記載しております。

表の2行目、地域水道整備事業は、統合いたしました旧簡易水道地域の整備を行う事業でございます。水道未普及地域でございます湖南地区の双六原地内、そして気高町会下地内、青谷町八葉寺地内におきまして、配水管の布設工事3件を計画しており、事業費は、合計で9,200万円となっております。

表の3行目、震災対策整備事業は、老朽化した水道管につきまして、耐震性を有する水道管への更新を行う事業でございます。湖山町東地内におきまして、老朽化いたしました配水管の布設替え工事2件の発注を計画しております。事業費は、合計で7,000万円となっております。

上記3事業、6件の工事、事業費の合計は、1億9,200万円となっております。本定例会で補正予算が成立しましたら、これらの6件の工事につきまして、7年度中に入札、契約の締結までを行うこととしており、8年度に入ってから早々に、工事に着工したいと、着手したいと考えております。なお、工事費の支払いにつきましては、7年度中の支出はございませんで、8年度になりましてから支出を行うこととしております。

以上で、議案第144号令和7年度鳥取市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 以上で水道局を終了します。執行部の皆様は御退席ください。

【下水道部】

◆加藤茂樹委員長 それでは、続いて下水道部に入ります。

下水道部長に挨拶をいただいた後、議案の説明に入りたいと思います。坂本下水道部長。

○坂本宏仁下水道部長 おはようございます。下水道部の坂本です。本日は、下水道部といたし

まして、議案が2件、それから、その他の案件として報告が1件、説明をさせていただきます。議案につきましては、人件費の補正が中心なんですけども、工事の施工時期を平準化するためにですね、ちょっと債務負担を初めて起こさせていただいて、来年度の工事発注をですね、前倒しして4件ほどできるように、債務負担行為も上げさせていただいております。

それから、その他の報告なんですけども、8月に、車がマンホール蓋に乗り上げてしまったためにですね、マンホール蓋が飛んでしまって、車両2台が破損するような事故が起きて、そちらについての賠償、和解が成立いたしましたので、そのことについての御報告をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。

議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆加藤茂樹委員長 それでは、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を説明ください。戸田次長。

○戸田昭弘次長兼下水道経営課長 下水道経営課、戸田です。それでは、下水道部の一般会計12月補正予算について御説明いたします。説明資料は、A4横長で、令和7年12月定例市議会建設水道委員会説明資料と表紙に記載されたものでございます。御準備いただけますでしょうか。資料の3ページをお開きください。下水道部所管の歳出補正予算について御説明いたします。

款衛生費、項保健衛生費、目公害対策費、補正額は、計3万1,000円の増です。内容は、浄化槽事務に従事する職員の人件費となります。予算書は、54、55ページでございます。

内訳ですが、職員費は、正職員1名分の共済費の増に伴うもので、補正額は3,000円、補正後の額は537万4,000円となります。

続いて、その下、事務費は、会計年度任用職員1名分の社会保険料及び報酬、これは、時間外勤務手当でございますけれども、これの増に伴うもので、補正額は2万8,000円、補正後の額は400万9,000円となります。

◆加藤茂樹委員長 守山課長。

○守山信敏下水道企画課長 下水道企画課、守山でございます。続きまして、下段のほう、3ページ下段のほう御覧ください。款土木費、項都市計画費、目都市計画総務費の下水道等事業推進基金積立金でございます。予算書は、66、67ページになります。これは、下水道等事業を推進するための駐車場使用料等を積み立てている基金でございます。利率の上昇に伴います積立金利子4万6,000円、補正後の額が49万5,000円の補正をお願いするものでございます。

下水道部、一般会計補正予算の説明については、以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字

句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第145号令和7年度鳥取市下水道等事業会計補正予算（説明）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第145号令和7年度鳥取市下水道等事業会計補正予算を説明ください。守山課長。

○守山信敏下水道企画課長 失礼いたします。下水道企画課、守山でございます。続きまして、下水道等事業会計補正予算について御説明します。お手元のほうにですね、補正予算書、A4縦長のですね、こちらで説明をさせていただきますので、御準備お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、説明させていただきます。補正予算書の3ページを御覧ください。このたび、人件費及び交通事故に伴う賠償金の補正、債務負担行為の設定について提案させていただくものでございます。

まず、第2条の収益的収入及び支出のうち、営業費用について、11万5,000円を減額補正しようとするものです。これは、定期人事異動に伴います職員構成の変更等によるものとして12万5,000円の減額を、また、本年8月23日の大雨により、管理する下水道のマンホール蓋が跳ね上がり、走行中の自動車2台に接触したため、その損害賠償に要する費用のうち、加入している保険の免責金額1万円を増額しようとするものです。なお、費用ごとの詳細な補正額につきましては、先ほど一般会計で御説明しております、A4横長の資料のほうですね、そちらのほうの7ページ～9ページに記載してございますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。また、賠償事故に係る詳細な内容につきましては、本委員会のその他のほうで、後ほど御説明いたします。

次に、第3条の資本的収入及び支出のうち、建設改良費について、538万8,000円を減額補正しようとするものです。これも、定期人事異動に伴う職員構成の変更等によるものです。費目の詳細は、同じくA4横長の資料10ページのほうに記載してございますので、同じく、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

このことに伴いまして、3条の上の本文になりますが、予算第4条、本文括弧中、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額28億3,406万5,000円を28億2,867万7,000円に改め、その補填財源である過年度分損益勘定留保資金15億91万3,000円を15億7,026万円に、当年度分損益勘定留保資金12億46万4,000円を11億2,573万2,000円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億3,268万8,000円を1億3,268万5,000円に改めます。

以上の2条と3条を合わせた補正額は、550万3,000円の減額となります。このうち、職員給与費につきまして、第5条に示す議会の議決を経なければ流用することができない経費でございまして、550万3,000円の減額補正をお願いするものです。なお、職員給与費の明細につきましては、補正予算書の6ページと7ページに記載してございますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。下水道企画課からは以上です。

◆加藤茂樹委員長 山口次長。

○山口真二次長兼下水道建設課長 下水道建設課の山口でございます。私のほうからは、債務負担行為の概要について説明させていただきます。下水道等事業会計補正予算書では、3ページ中段の第4条となります。それでは、お配りしております資料2の11ページ、債務負担行為の概要を御覧ください。よろしいでしょうか。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、公共工事の施工時期の平準化について、地方公共団体は必要な措置を講ずるよう求められているところでございます。今回、債務負担行為を活用することにより、継続的に実施しております浸水対策事業と改築更新事業について、翌年度にわたる工期設定を行い、施工時期の平準化を図るとともに、早期発注における繰越事業の削減を図るものでございます。限度額は1億1,500万円でございます。

以上で、下水道等事業会計の補正予算の説明を終わります。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下水道マンホール蓋による賠償事故について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、その他報告事項に入ります。下水道マンホール蓋による賠償事故についてを説明ください。増田室長。

○増田泰則下水道企画課下水道管理室長 下水道企画課下水道管理室、増田でございます。それでは、その他報告事項といたしまして、下水道マンホール蓋による賠償事故についてを説明させていただきます。お配りしておりますA4横判の下水道部建設水道委員会説明資料の最終13ページを御覧ください。

本件は、本年8月23日の午後11時頃に、市内南町の県道西町鳥取停車場線の交差点内におきまして、本市が管理いたします公共下水道、梶川幹線のマンホール蓋が外れたことにより発生した賠償事故でございます。

普通乗用車の車両Aでございますけれども、こちらが、鳥取西中学校方面から鳥取駅方面に走行中、当該マンホール蓋に右前輪が乗った際に、その蓋が跳ね上がりまして、車体下部へ接触した後に、反対車線を走行中でありました車両Bの右前方にも接触いたしまして、双方の車両を損傷させたものでございます。なお、幸いにも、その際に搭乗者等への人的被害の発生はございませんでした。

車両Bにつきましては本年10月31日に、また、車両Aにつきましては11月18日に、相手方と示談が成立しておりまして、損害賠償といたしまして、鳥取市側の過失割合を10割といたしまして、本市が加入いたします損害賠償保険により、相手方双方に対しまして、修理代及び代車代といたしまして、合計50万4,411円を支払うものでございます。

今回の事故発生によります損害賠償保険の利用によりまして、事故1件当たり1万円の本市の免責料金が発生することとなったため、本12月議会での補正予算といたしまして、1万円を計上させていただいております。よろしく願いいたします。

なお、下水道のマンホール蓋が外れた原因といたしましては、8月の23日の20時頃から23時頃にかけて大雨となりまして、下水道管内に急激に流れ込んだ雨水が、管内空気を圧縮して、マンホール蓋が浮き上げられるとともに、この蓋に装着していた丁番、蓋と枠をつなぎ留める金具でございますけれども、こちらのほうが、老朽化等によりまして欠落いたしまして、蓋の逸脱防止が機能しなかったものと考えておるところでございます。

また、事故の発生場所につきましては、当日速やかに、丁番付きのマンホール蓋に取り替えまして、8月24日の午前0時30分頃には、現場復旧を行いますとともに、8月25日から28日にかけて、合流区域の管径1,000ミリ以上の古いマンホール蓋153か所の緊急点検を実施いたしまして、事故を起こした1か所を含めまして、不具合が認められました17か所全てを、9月20日までに、逸脱防止機能を有しますロック蓋付きのマンホール蓋へと交換しておるところでございます。

今後も、点検頻度等を増やしますなどいたしまして、管渠、マンホールの安全確認に鋭意努めますとともに、不具合部分の発見時は、速やかな修理・交換を行うなど、安全で適正な下水道管理に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。簡単ではございますが、以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言をお願いします。よろしいでしょうか。秋山委員。

◆秋山智博委員 今の件で、このマンホールの蓋のですね、定期的な点検というふうなことは、計画としてはあるものなののでしょうか、どうでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 増田室長。

○増田泰則下水道企画課下水道管理室長 マンホールの蓋の点検ということで、お話しでございます。マンホールの蓋だけではなくて、管、管渠とかマンホールとかがっていうことになってしまいうんですけれども、全体的に、5年ないしは、場所によっては10年ってようなことに、形になろうかと思えますけれども、必ず目視による点検というものをさせていただいたところでございます。マンホールの中に入る際には、マンホール蓋を開けますので、その際には、丁番、先ほど申し上げた丁番の確認等も、きちんとしていただけるものと考えております。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。よろしいでしょうか。

以上で、下水道部を終了します。執行部の皆様は、御退席ください。

【都市整備部】

◆加藤茂樹委員長 それでは、続いて都市整備部に入ります。

都市整備部長に挨拶をいただいた後、議案の説明に入りたいと思います。山根部長。

○山根陽一都市整備部長 改めまして、おはようございます。

都市整備部長の山根でございます。9月の定例会以降、私のほうは、道路でありますとか、治水でありますとか、交通に関する各種の全国大会に出席、要望会のほうに参加しております

た。それで、国の動向であるとか、全国的な課題の認識を深めてまいりました。各会議で申されたこと、事前防災であるとか減災の強化、それから施設の老朽化対策、また、流域治水の推進でありますとか、道路ネットワークの多重化など、安全・安心を支える基盤整備の重要性というのが、全国的にも共有されていたということでございます。

また、交通分野で、航空・鉄道分野でございますけれども、安全運航の維持でありますとか、キャッシュレス化の拡大であるとか、地域交通の再構築に向けて、自治体と事業者との連携が不可欠であるというようなことも、認識が改めてしてきたところでございます。

これらの知見を踏まえまして、本市としても、国・県はじめ、関連・関係機関との連携を深めまして、施策の着実な推進に取り組んでまいりたいと思っております。

さて、本日の委員会でございますが、所管の2億6,000万円余りの補正予算のほか、自家用有償バスの利便性向上を図るための路線変更に関する条例の一部改正、また、河原町中央公園及び市営片原駐車場の指定管理者の指定について、そして、大森団地のRG3棟改修工事請負契約の締結についてを御説明いたします。

補正予算では、定期人事異動に伴う人件費の補正のほか、今シーズンの出水期に対応した内水排水経費、降雪期に見込まれます除雪経費を計上しております。また、適正工期の確保のために、繰越明許でありますとか、河川・道路の維持管理を、年度の切れ目なく行うための債務負担行為も提案しております。

これらの議案関係の説明の後、7件の報告事項を予定しております。そのうち、公用車の接触事故につきましては、一時停止中の公用車に、循環バスくる梨が接触したものでございまして、幸い人的被害はございませんでしたが、都市整備部所管の車両同士による事故が発生したということは、誠に遺憾であり、安全運転の徹底に、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、簡潔な説明に努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。

議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆加藤茂樹委員長 それでは、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を説明ください。徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 河川公園課、徳田でございます。よろしくお願いいたします。説明に当たりましては、お配りしております、右肩に赤字で括弧内に資料1と示しております、A4判横の都市整備部建設水道委員会説明資料、こちらを用いて説明させていただきたいと思っております。括弧内の資料名の下に、数字がページであります、ページ番号でございます。皆様、よろしいでしょうか。そうしますと、1ページに示しておりますとおり、議案第136号関係、

令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）から順に、繰越明許費、債務負担行為の概要と説明をさせていただきます。

歳入につきましては、歳出の財源がほとんどでございます。したがって、歳出を中心に説明をさせていただきたいと思っておりますので、御了承お願いいたします。また、12月補正につきましては、例年、職員費に対する補正をお願いしておりますが、時間外の実績見込み等による増減でございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、3ページの上段を御覧ください。都市整備部歳出合計、補正前の額62億8,008万6,000円に対しまして、今回の補正額2億6,080万1,000円、補正後の額は65億4,088万7,000円でございます。

以降、河川公園課から順に、各担当課より説明をさせていただきます。次に、資料1の6ページを御覧ください。予算書は65ページ、事業別概要は34ページ上段です。中段、下側になります。土木費、河川費、河川総務費の治水対策事業費でございます。これは、緊急排水ポンプ設置業務の実績見込みとして補正計上するものでございます。補正額は1,823万2,000円です。

次に、資料1の7ページを御覧ください。これは、緊急排水ポンプ設置業務の実績見込みによるものでございます。大雨のときの河川の状況により、樋門操作と併せて集落の内水を排除するため、緊急排水ポンプを設置するものです。本件は、豪雨などの異常気象の回数程度により支出が変動するため、出水期の6月10日～10月20日が終了した時期に、実績見込みを補正予算として計上することとしております。

これまで、9月30日現在の実績額が、鳥取・河原・青谷・福部など21か所におきまして、1,717万9,000円となっております。これに、今後、おのこの各箇所でも1回程度稼働することを見込みまして、650万9,000円の実績見込みを見込んでおり、合計2,368万8,000円となります。

なお、左の概要のところでございますが、当初予算において、緊急排水ポンプ545万6,000円を計上しておりますので、先ほどの緊急排水ポンプの2,368万8,000円から545万6,000円を引いた1,823万2,000円を、今年度の実績見込額として補正計上するものでございます。

資料1の6ページに戻りまして、先ほどの補正額と職員費の減を合わせまして、河川公園課、補正前額11億3,693万5,000円に対し、補正額1,547万1,000円、補正後の額11億5,240万6,000円でございます。河川公園課は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。説明資料の8ページを御覧ください。目道路維持費、細目除雪関係費、予算書は65ページ、事業別概要書は34ページ下段となります。補正額2億6,462万1,000円を計上させていただいております。これは、今期の除雪作業、凍結防止剤の散布に係る費用でございます。

道路課の補正額合計2億3,710万2,000円、補正後の額30億3,813万1,000円です。

9ページを御覧ください。これは、今期の除雪業務に必要な除雪作業業者への委託料を補正するものでございます。气象台の予報では、上空の偏西風は、日本付近では平年より南側の位

置を流れ、シベリア高気圧は南東側に張り出しがやや強く、北寄りの季節風が強く吹く、冬型の気圧配置が強まる時期があるという見込みでございます。山陰では、冬の降雪量は平年並みか多く、平均気温はほぼ平年並みという見込みだそうです。

今回の補正予算につきましては、一応12月と1月分の除雪、凍結防止剤の散布に係る費用を計上しております。2月・3月分については、今後の雪の量を見ながら、2月補正で計上する予定としております。今後も、冬季の交通確保にしっかり努めたいと考えているところでございます。以上です。

（「次、繰越し」と呼ぶ者あり）

○田村 温次長兼道路課長 引き続き、繰越明許について説明させていただきます。説明の前に、資料の訂正をお願いします。12ページの表題の臨時議会という文字の削除をお願いします。すみません、あと、14ページの弥生橋通り（地中化業務）の繰越理由で、最後の行、「必要あがあるため」って書いてあるんですけど、「必要あ」っていう、「あ」の文字が必要ないので、削除をお願いします。申し訳ありませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。12ページの資料を御覧ください。（社会資本整備総合交付金事業費）、翌年度繰越額8,000万円を計上しております。繰越額には、9月議会に承認をいただいた6,000万円を含んだものでございます。

（防災・安全交付金事業費）、翌年度繰越額6,100万円を計上しております。補正予算は80ページ～83ページとなります。

道路課、翌年度繰越額1億4,100万円です。

それでは、詳しく説明したいと思います。13ページを御覧ください。社会資本整備総合交付金事業費で、市道宮谷布勢線道路改良工事となります。繰越理由は、用地交渉の際に、買収地の相続問題が発覚し、手続等に時間が要し、取得が延伸し、工事の時期に遅れが生じたため、適正工期を確保するために繰越しをお願いするものでございます。

14ページを御覧ください。防災・安全交付金事業費で、弥生橋通りの2件となります。繰越理由は、道路改良工事は、他工事との調整により、工事時期に遅れを生じたためであり、地中化事業につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要したため、適正な工期を確保できず、繰越しをお願いするものでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 それでは、続きまして、令和7年度12月補正予算、債務負担行為の概要について御説明いたします。資料の15ページを御覧ください。15ページの左側でございます。地域主体型生活交通確保支援事業費を御覧ください。こちらの事業は、共助交通の運行管理者に義務づけられております運転手の点呼業務でありましたり、運行記録の作成など、そういった運行管理業務の一部を、民間事業者へ一括して委託することによりまして、運行主体である、まちづくり協議会やNPO法人の負担を軽減するものでございます。この事業は、令和6年度から導入しております。

こちら、令和8年4月1日から、地域への支援を円滑に進めるために、本年度中に委託事業者を選定したいと考えておりまして、年明け1月に、プロポーザルを実施したいと考えており

ます。そのための債務負担行為について、御承認をいただきたいと思っております。金額は802万6,000円で、財源のうち2分の1は、県の補助金を見込んでおります。以上です。

◆加藤茂樹委員長 徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 河川公園課、徳田です。同じく、資料1の15ページ右側を御覧ください。事業別概要は60ページでございます。事業名は、河川維持管理費です。これは、河川施設の損傷や魚のへい死等による河川の異常について、緊急で対応を行うため、年度替わりの空白期間がないように、隙間のない対応を行うため、計上するものでございます。限度額は800万円でございます。河川公園課は、以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。債務負担について説明します。説明資料は16ページの左側を御覧ください。事業別概要書は61ページとなります。これは、道路施設等に異常があった場合、緊急で修繕等を行うための一般道維持工事費となります。限度額は、1億3,200万円の債務負担をお願いするものでございます。

続きまして、16ページの右を、右側を御覧ください。事業別概要書は62ページとなります。これは、令和3年7月の大雨による地滑り災害、令和4年1月の降雪及び融雪による地滑り災害を、公共土木施設災害復旧事業により復旧するものでございます。

地滑り災害につきましては、国土交通省の防災課の地滑り事象としての承認、査定という流れとなっております。金沢瀬田蔵線につきましては、保安林解除に不測の日数を有することが判明したため、債務負担を設定し早期に復旧を図るもので、早牛勝部線は、対策施設の一部が、隣接する神社用地にかかり、相続登記の手續に日数を要すること、工事の内容が多岐にわたることから、令和7年度内に復旧することが困難なため、債務負担を設定し、早期に復旧を図るものでございます。限度額は、4億1,300万円の債務負担を組むものでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 よろしいですね。

議案第151号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について（説明）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第151号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正についてを説明ください。宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。それでは、資料の17ページを御覧ください。議案第151号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正についてでございます。

こちらの事業につきましては、令和8年の4月から、逢坂小学校の児童が浜坂小学校へ編入することを受けまして、逢坂小の児童が浜村小学校へ通学できるように、気高循環バスの運行経路を変更するため、関連する条例を改正するものでございます。また、利用実態や利用者の

意見を踏まえまして、路線を整理することによりまして、1日の運行便数を増やすなど、利便性が高まることを考えております。

なお、こちらに使用しますマイクロバスの購入につきましては、本年の6月補正で御承認、予算を御承認いただきまして、3月中の納車を予定しております。

路線図につきましては、右側の図を御覧いただけたらと思っておりますが、こちら、具体的な見直し内容につきましては、総合支所が事務局となりまして、気高町・鹿野町地域生活交通協議会のほうで協議していただいて、決めていただいております。こちら、見直した計画での運行開始は、令和8年4月1日を予定しております。

こちら、条例改正につきまして議決いただきました後は、この運行経路をですね、住民の皆様様に周知を取り組んでまいります。一応時刻表は、3月の配布と予定しております。これは、毎年3月に、JRがダイヤ改正をする予定としておりまして、JRとこのバスとの接続がしっかりできるようにダイヤを調整しまして、その後、時刻表を配布しようという具合に考えております。

資料の18ページには、条例の新旧対照表をつけております。

運行経路について、条例改正してまいりたいと思っております。以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。

議案第167号鳥取市都市公園の指定管理者の指定について（説明）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第167号鳥取市都市公園の指定管理者の指定についてを説明ください。徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 河川公園課、徳田でございます。議案第167号鳥取市都市公園の指定管理者の指定についてでございます。資料1の19ページを御覧ください。

これは、令和7年9月25日より、公募にて、鳥取市河原町お城山展望台と河原町中央公園のセット募集によりまして、11月10日に開催されました鳥取市経済観光部指定管理者選考委員会において、指定管理者の候補者を選考し、指定管理者の候補者が選定されたものでございます。

公の施設名は、鳥取市河原町お城山展望台、河原町中央公園のうち、河川公園課の所管に関する部分は、河原町中央公園でございます。

指定管理期間、令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者候補として選定された団体は、株式会社風土資産研究会でございます。

選定された団体の提案内容でございますが、河川公園課部分におきましては、指定管理期間の指定管理料1,375万円、年額にして約275万円でございます。提案された事業内容でございますが、主な内容が、鳥取市河原町お城山展望台の指定管理であり、公園部分につきましては、トイレのし尿料、また清掃、あと、公園の遊歩道の維持管理のみとなっております。

提案内容の主なものとしましては、ほぼ、お城山展望台の内容が占めておりますので、資料

の1の29ページ、こちらが、公園のいわゆる資料といえますか、予算形態の部分の支出と収入の計算書のみとなっております。後ほど、詳細につきましては、提案の資料を御確認いただけたらと思っております。

審査に当たっては、応募団体が2団体ございまして、鳥取市指定管理者選定要領に基づき、施設の管理運営に直接影響のある1～3の14項目にて、応募者から提出された提出書類や審査、それから、提案説明、質疑を行いまして、合計得点90点満点のものとしたうち、各委員が審査し、1位の団体を選定したものでございます。

厳正な審査の結果を行った結果、引き続き株式会社風土資産研究会を指定管理者候補として選定しております。説明は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。

議案第168号鳥取市営駐車場の指定管理者の指定について（説明）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第168号鳥取市営駐車場の指定管理者の指定についてを説明ください。徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 河川公園課、徳田でございます。引き続き、議案第168号鳥取市営駐車場の指定管理者の指定についてでございます。資料1の31ページを御覧ください。

令和7年9月25日より、公募にて募集を行い、11月5日に開催されました鳥取市都市整備部指定管理者選考委員会において、指定管理者候補者を選考し、指定管理者の選定がされたもので、御報告をいたします。

公の施設名、鳥取市営片原駐車場でございます。

指定管理期間、令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者候補として選定された団体は、株式会社大幸電設でございます。

指定期間の指定管理料につきましては、本駐車場の指定管理業務の経費について、利用料金収入を充てることとしておりまして、本市からの指定管理料の支払いはゼロ円でございます。

提案された事業内容でございますが、駐車場の運営の維持管理に取り組んできたノウハウを基に、技術・知識を生かし、経費の効率化や創意工夫を凝らした駐車場の維持管理に努め、利用者が、安心・安全に過ごせる環境を確保するという内容でございました。詳細につきましては、提案資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

審査に当たっては、応募者が3団体ございまして、鳥取市指定管理者選定要領に基づき、施設の管理運営に直接影響のある1～3の14項目にて、応募者から提出された提案資料の審査や提案説明、質疑を行い、合計得点90点満点として各委員が審査し、1位の団体を選定したものでございます。

厳正な審査を行った結果、引き続き、株式会社大幸電設を指定管理者候補として選定しております。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。

議案第191号工事請負契約の締結について（説明）

- ◆加藤茂樹委員長 次に、議案第191号工事請負契約の締結についてを説明ください。宮部課長。
- 宮部 将建築住宅課長 建築住宅課、宮部です。議案第191号工事請負契約の締結について説明させていただきます。資料の48ページを御覧ください。

大森団地R G 3棟改修（建築）工事の契約締結でございます。契約金額は2億9,656万円、契約の相手方は、大森団地R G 3棟改修（建築）工事大和・懸樋特定建設工事共同企業体であります。

令和7年10月7日に入札を実施いたしまして、同月17日に、仮契約を締結しております。工事の完成は、令和9年1月を予定しており、住戸内のバリアフリー化や屋上防水、外壁の改修を行い、住環境の改善と施設の長寿命化を図ることとしております。以上でございます。

- ◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。

鳥取市景観計画の改定について（説明・質疑）

- ◆加藤茂樹委員長 続きまして、その他報告事項に入ります。まず、鳥取市景観計画の改定についてを説明ください。河田次長。
- 河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。それでは、鳥取市景観計画の改定について報告をさせていただきます。資料は49ページを御覧ください。

まず、計画の背景ですが、景観の重要性として、人口減少などの社会変化に伴い、地域の多様な景観資源を生かすことで、魅力と個性を高める景観まちづくりが、暮らしたい・訪れたい都市を実現する上で重要となります。これまでの取組は、景観、旧景観形成条例の制定から、景観行政団体への移行を契機として、平成20年に、現行の景観計画を策定し、景観まちづくりを推進してきました。計画改定の目的と視点は、策定から15年以上が経過した現行計画の成果の検証や、景観を取り巻く社会環境に対応した施策への見直しを行うことで、将来像や目標、方針、行為制限などを総合的に示し、市民・事業者・行政の景観形成に関する行動指針となるものとします。また、各種計画との整合、各種会議の意見などへの対応、市民ニーズなどを把握することで、見直し方針を検討しています。

景観形成に関する課題では、見直し方針の検討の中で、眺望点・視点場の保全、新たな阻害要因への対応など、4つの課題を抽出いたしました。

50ページを御覧ください。良好な景観形成に関する方針ですが、景観形成の目標と5つの基本方針を記載しており、いずれも、現行計画を踏襲しております。

下段は、鳥取市公共事業景観形成指針となります。これは、本市が公共事業を行うに当たって、遵守すべき良好な景観形成のための方針となるもので、今年度中をめどに策定する予定で

す。現時点の検討案として、趣旨と目的、運用方針を示しています。

次に、51 ページを御覧ください。景観形成重点区域並びに重点区域の候補地についてですが、現在指定の久松山山系・湖山池・因幡白兔・鹿野城下町の4つを、引き続き重点区域として位置づけます。また、関連計画や市民アンケートの結果より、今後、再開発が期待される鳥取駅周辺地区を、重点区域の候補地として新たに位置づけるものです。具体的な区域や行為制限などは、事業者や市民などの御意見や調整を行った上で示すこととなりますので、今年度の改定においては、位置づけのみとしています。

52 ページを御覧ください。こちらは、新たな取組となる眺望景観形成の方針となります。基本的な考え方については、眺望景観の維持・向上を図るため、新たな建築物や工作物の高さを抑えるための誘導を図り、眺望景観への影響が最小限となる計画的な整備を推進するものです。

左下の地図は、久松山の眺望を保全するための高さへの配慮事項として、片原通りから国道53号までの青い楕円の範囲では、新たな建築物や工作物等を高さ25メートル以下に、国道53号から久松山の麓までの緑の楕円の範囲では、高さ13メートル以下の計画とするよう、事業者などに求めるものです。

53 ページを御覧ください。眺望景観形成の方針における主要な展望地マップを作成します。この展望地マップは、マップの策定により、観光振興や景観保全、地域資源の再発見などに活用されることを期待するものです。本市の公式ホームページに掲載するなどして、広く周知していく考えです。

54 ページを御覧ください。行為の制限に関する事項となりますが、これは、太陽光発電設備や風力発電設備など、現行計画に位置づけない新たな工作物に対して、周辺景観への調和などの景観誘導を図っていくため、届出対象行為並びに規模要件を追加するものです。

55 ページを御覧ください。こちらには、新たに取り組む景観事前協議制度について説明いたします。これは、自然や歴史など、特色ある景観の保全・形成を図るため、周辺との調和が取れた建築物などへの誘導を、建築計画の早期の段階で、建築主などと協議・調整を行うための制度です。

対象者は、個人・法人で、対象区域は市全域としていますが、対象行為並びに対象規模は、区域ごとに異なります。重点区域では、高さ13メートルを超える建築物の新築または移転の行為や、築造面積5,000平米を超え、または高さ60メートルを超える工作物の新築などの行為が、事前協議の対象となります。

右側に、事前協議のフローを示していますが、景観法に基づく届出書提出の120日前までに、事業者等から本市に対して、景観事前協議申請書の提出がされてから、具体的な事務手続が開始されます。

最後に56 ページを御覧ください。改定における、これまでの経過並びに今後の予定となります。景観計画の改定については、令和6年度より取組を開始し、景観形成審議会や市内連絡会議において、改定内容の議論をいただいています。今後は、来月より、改定案の縦覧並びに市民政策コメントを行い、市民の意見を伺った上で、年度内の改定を予定しています。以上が、景観計画の改定状況についての説明となります。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言をお願いします。太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。52ページの上にあります、駅から片原通りまでは、高度利用を図るため制限なしというふうに記載があるんですけども、これについては、現行の久松山への山当て景観という目標といますかが、記載があります。これについては、駅のいわゆる北側にも、高度利用を図るための制限を設けないとなると、この山当て景観へのという、例えば駅を降りて久松山が見えるとかという、今、リ・デザイン会議のほうでも、そういった要望等をしているところですけども、この辺りの整合性は、どのようにお考えか御説明ください。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市計画の用途地域において、高度利用っていうのは、用途地域としては商業地域としておりますけれども、これが、商業地域は、片原通りまでが商業地域となっております。ここまでが高度利用を図る地域として、片原通り以降で高さ制限を、片原通りよりも久松山側で、高さ制限を行っていかうという考えでおります。その中で、駅周辺再整備の中でも、鳥取駅を降り立ったところで、久松山が見えるようにというところで、皆さんが、駅施設のレイアウト等についてはいろいろ御検討いただいているところなんですけども、これについては、若桜街道ですね、若桜街道、本通り、ここからの山当て景観を維持できる形として、現状のほうは、現状は、その景観を維持できる、眺望景観を維持できる場所として、駅周辺再整備での広場のレイアウト等を検討していただいているところです。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 だとするとですね、このちょっと駅周辺は高度利用、これは、おっしゃるように、都市計画上の利用区分だというふうに理解するんですね。そうすると、この駅周辺は高度利用としてしまうと、今申し上げた、山当て景観だとか、今まで市民が大事にしてきた景観のことが崩れてしまうのではないかという、ちょっと誤解を招くやもしれないので、この表現を、少し検討していただくことはできませんでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。駅周辺の高度利用というのは、その、そうですね、景観誘導を図らない区域としての説明に使ってますけれども、この辺りの表現、ちょっと工夫していきたいと思います。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。都市計画上の法適用現状図ということで、この色塗りといいますか、よく分かっている方にとっては、基準法上のということで分かると思いますけれども、あっ、違う、都市計画法上のということで、非常に分かりはいいと思いますけれども、できるだけ市民に分かりやすい表現をお願いしたいと思います。

続けて、55ページになります。フロー図の右側になります。申請を受理しますというフローがあります。上から2番目になります。ここで、景観形成審議会専門部会というふうにありますけれども、これは、どういったメンバーを想定していらっしゃるのか、専門家、いわゆる都市計画であったり、あるいは建築基準法等、いわゆる専門の方はどれぐらい入られる御予定か

どうか、あるいは、そういう予定はないのか、お示してください。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。景観形成審議会の専門部会については、現状の景観形成審議会のメンバーで構成するように考えております。まだ、ちょっと何人規模にするかとか、どういったメンバー構成にするのかっていうのは、ちょっと未定ではありますけれども、景観、そうですね、景観形成審議会のメンバーの構成を考えております。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 お尋ねです。再度になりますけれども、現在の景観審議会の人数と構成について、お示してください。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。ちょっと確認してまいりますので、後でということよろしいでしょうか。

◆太田 縁委員 後でも、はい。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 すみません、確認できましたので。審議会の委員のメンバーが、11人となります。構成委員は、大学の先生が2人、それと、宅地建物取引業協会、建築士会、造園建設業協会、広告美術業協同組合、市民の生活権利擁護センター、あとは、中心市街地活性化協議会と鳥取県自治連合会副会長様、あと、公募委員の方がお二人という構成になっております。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。11名ということでした。専門家というふうに言えるのかどうか、専門分野かどうかは、大学の先生2名と、それから建築士と、造園ということですが、その4名の方々、あるいは、そういうくくりの方々が、専門性が高いかどうかっていうのは分かりかねるところでありますけれども、やはり、もう少し景観に対しての専門性の高い方、あるいは、外部から、今、リ・デザイン会議のほうに入っておられるような先生方とか、そういった、もう少し専門性の高い方、それから、地域が限定してきますけれども、重点地域の自治連全体というのと、少し枠が広過ぎるように感じますので、そういった方を、もう少し増やしていく、いわゆる11名より人数を多くするのか、あるいは専門性を高めるのか、その辺りを、ぜひ検討していただきたいと思います。

なぜなら、やはり、ここの部会で判断するというか、協議をするということが行われるわけですから、その方々の、やはりこの審議委員の方々の責任が非常に重くなるように感じます。ですので、もう少し市民の意見も入れられる、あるいは専門性の高い方、県外で、そういった御経験がある方なども含めて、少し検討が必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。景観形成審議会のメンバーの方について

うのは、景観の専門家となる方ということで、メンバーを選んでいるところですけども、議員言われるように、景観アドバイザーとか、そういった外部の景観の専門家の方、そういった方にも一緒に入っていただくっていうことも、今後ちょっと検討していきたいと思います。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 冒頭おっしゃったように、やはり景観を取り巻く環境というのが、当初、この景観審議委員を、景観審議会を設置されたときとは、少し情勢も変わっているというふうに考えますので、現在の状況に合わせて、いわゆる景観についての専門性の高い方という、そういう学問も非常に進んでいますので、その辺りをもう一度検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。まだ、委員の選定というのはしておりませんので、検討はしていきたいと思います。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 すみません、谷口です。今の質問に関連してですけども、その景観形成審議会専門部会と、55 ページのそのフローに記載されていて、その構成メンバーをっていうふうにおっしゃられたんですが、11名ということで、景観形成審議会のメンバーとしてというふうにおっしゃられたんですが、今まで、第1回、第2回と、ずっと審議会があって、その11名のメンバーで、その1回、2回、6年度も1回、2回、令和7年度1回、2回と、その56 ページに記載されていますが、その11名の方で審議会を行われているのか、それとも、この55 ページの専門部会と書いてあるのは、その11名の方からまた絞った本当の専門の方、先ほどおっしゃっておられた学者の方、大学の方とか、宅地とかの関係の専門家の方とか、その11名の中から、また何名かが、その専門部会での構成で協議されるのか、ちょっと教えてください。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。これまで、この景観計画の改定については、景観形成審議会、11名のメンバーで協議していただいております、審議していただいております。ここに書いております景観形成審議会の専門部会につきましては、令和8年度より景観事前協議制度、これを運用開始するに当たって、新たに審議会のメンバーを中心として、専門部会を立ち上げようというところですので、こちらについては、今後メンバーを決めて、景観事前協議制度、この運用に当たってのメンバーということになります。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 谷口です。では、その11名の中から、また新たに絞ったメンバーで構成されるということで理解したらよろしいでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 そうですね、景観形成審議会のメンバーの中から、何人かを専門部会として入っていただくっていうことを検討しておりますし、今、太田議員のほうから、その他の、やっぱり専門性の高い外部の方にも入っていただいたらいいんじゃないだろうか

いう御意見をいただいたところです。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 谷口です。では、その審議会の方と、また、さらにもっと専門家の方も、太田委員が提案されたようにされる、また新たな専門家の方を迎えらえてということで、よろしいんですね。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。今後ちょっと検討をしていく、メンバーについては検討させていただくということで、お答えさせていただきたいと思います。

◆谷口明子副委員長 分かりました。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 もう一個、すみません。今ちょっと確認をしているところですけど、景観条例、鳥取市景観条例の中のその景観審議会の位置づけは、諮問できるのみだったのでしょうか。構成メンバーとか、あるいは、そういうことについては、記載はなかったように思うんですけど、そこを一度確認させてください。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。そうしてくると、専門部会についての話でよかったですでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 現在の景観審議会について、鳥取市の条例での位置づけについての確認です。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。鳥取市景観形成条例の中で、第29条として、審議会は委員12人、12名以内で組織する。構成としては、学識経験のある者、民間団体に属する者、公募による者というふうになっております。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 だとすると、12名の中で、構成メンバーの、もう少し詳細を検討されるという御回答でしたけれども、もしかしたら、この審議会の委員に12名以内ということが、条例改正の必要があるかもしれないという理解でよろしいでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。審議会の委員について改正を考えているのではなくて、その外部、今回のその景観、景観形成審議会の専門部会、こちらについて、外部の委員を、外部の委員ではなくて、外部の専門家の方を、こちらの部会のほうに入らせていただいて検討するってということで考えております。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 すみません。ということは、少し整理をすると、現行のこのフロー図でお示しくださったのは、景観形成審議委員の方々に審査するんだと。私のほうから、それに、もう少し専門性の高い方、あるいは外部の方を入れてはどうですかという提案をしたので、もしかしたら、この景観審議委員の考え方が、少し、そこも少し検討されるのかなというふうに理解し

たんですけれど、そうではなくって、この景観審議会専門部会というのが、先ほどおっしゃった景観審議委員ではなくて、審議委員プラス何人かの方で、この部会を構成するという理解でよろしいでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。両方で検討していきたいと思います。

◆太田 縁委員 すみません、分かりました。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。ないようです。

鳥取市緑の基本計画の改定について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 次に、鳥取市緑の基本計画の改定についてを説明ください。

○河田耕一次長兼都市企画課長 委員長。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。続きまして、鳥取市緑の基本計画の改定について報告させていただきます。資料は57ページを御覧ください。

改定の趣旨としましては、都市緑地法第4条に基づく法定計画であること、平成21年4月に、現行の緑の基本計画を策定しましたが、この間の法改正や、緑を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、多様な視点から緑の在り方を検討することが必要となりました。計画期間は、令和8年度～令和22年度までの15年間としています。

改定の背景について、今年度、令和7年度で目標年へ到達したこと、都市緑地法の改正、上位・関連計画の改定、社会情勢の変化、これらを踏まえ、改定に反映していくものです。

検討状況ですが、外部委員で組織する、鳥取市緑の基本計画検討委員会を設置し、これまで2回の検討委員会で改定案を審議してきたところです。また、市民アンケートを行い、市民の緑に対する意識、意見、要望の把握を行いました。

今後の予定は、12月15日より市民政策コメント、来年1月29日に第3回の検討委員会の審議を得て、年度内の改定を予定しています。

58ページを御覧ください。本市における緑の現況ですが、緑地面積は、緑地の大部分を占める山林や農地等が、市域面積の約8割を占めています。

緑被率は、右側の図1で、赤い線が本市の市街化区域の範囲で、緑色の箇所が緑被地となりますが、本市の市街化区域における緑被率は約11.8%と、国が目標とする3割以上を下回っています。

右下の図2では、緑被率を割合ごとに色分けを行っており、鳥取駅の北側で緑被率が低くなっていることが分かります。

公共施設の緑化率では、全市域で15%となっています。

都市公園の整備水準は、1人当たり13.6平米と、国が目標とする10平米を上回っています。

次に、59ページを御覧ください。第1回検討委員会での意見となりますが、鳥取県や近隣自治体との連携が重要であること、市街地と農村部では緑の状況が異なり、それぞれの取組が必要などの御意見をいただいたところです。

市民アンケートは、10月24日から11月3日にかけて実施し、11月12日時点の回答数は372通、回答率約37%と、多くの意見が寄せられたところです。緑への関心度は約82%と高く、緑の量に対しては、現状維持が約60%と多いものの、緑の質では、満足と答えた方が約26%と低く、市民ニーズとしては、量から質への転換が求められています。また、緑の保全・創出は、市民と行政が協力して進めるべきであることや、公園の利用頻度が低いことから、公園の魅力向上などが求められた調査結果となりました。

60ページを御覧ください。改定の枠組みとなりますが、検討委員会や市民アンケートなどを踏まえ、改定の方向性を、量から質への転換、緑の多様な機能の活用、官民連携とし、基本方針を、みんなで守る豊かな緑、みんなで活かす緑の機能、みんなで支える緑の輪としています。

61ページを御覧ください。計画のテーマ・基本理念は、現行計画を踏襲することとしています。緑化重点地区についても、現行計画を踏襲し、中心市街地地区と湖山池周辺地区を位置づけています。

62ページを御覧ください。改定計画の目標水準として、市街化区域における緑被率の現状11.8%を、令和22年度の目標値として現状値以上に、緑に関する満足度の現状35.5%を、目標値として40%にすることを掲げています。

計画推進に向けた方針・施策では、改定計画から新たに取る施策を赤文字で記載しています。みんなで守る豊かな緑の主な施策として、生物多様性の確保のため、里山保全の推進を、自然景観・都市景観の保全のため、再生可能エネルギー施設の景観誘導などとしています。

また、みんなで活かす緑の機能では、グリーンインフラの推進として、保水機能の維持などを推進していきます。

以上が、緑の基本計画の改定状況についての説明となります。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言をお願いします。よろしいでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 谷口です。最後の計画推進に向けた方針・施策の中の1のみんなで守る豊かな緑っていうところにあります、主な施策の赤色の文字のところなんです、3番目に上げておられる自然景観・都市景観の保全というところの再生可能エネルギー施設への景観誘導とあるんですが、この再生可能エネルギー施設へのついでいうのを、具体的にどんなことを考えておられるのか、ちょっと伺います。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。先ほど、景観計画の改定の中でもありましたけれども、特に最近問題になっておりますのが、風力発電設備であるとか太陽光発電設備、主に、こういったものへの景観誘導ということで検討しております。

◆加藤茂樹委員長 よろしいでしょうか。谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 谷口です。風力・太陽光ということではありますが、具体的に、どのようなことで考えておられるかは、これからということではよろしいでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。景観計画の中で、このたび鳥取市全域で、この風力発電、そうですね、風力発電設備であるとか太陽光設備については、鳥取市全域での事前協議制度という、景観事前協議制度の対象施設として位置づけております。

先ほど、景観計画の中でも、眺望点のマップを作るっていうふうにいたしましたけども、各眺望点から、景観の中、眺望景観の中で、こういった再生可能エネルギー施設への建築等、建設等が協議があった場合に、眺望の邪魔にならないような位置、眺望を妨げないような位置での建設、そういったものを誘導していきたいと考えています。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 分かりました。よろしくをお願いします。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 もう一つ、この目標水準のところですけども、市街化区域における緑被率っていうことで、現状以上ということ、そのアンケートからも、そういったことが意見としてあったように、あったようですけども、本当、市街化区域で緑地を増やすっていうのは、確かにいいことではあるのですが、それを維持していくのにもやっぱり、やはり人的支援とか、またロボットとか、そういった、人を、人を、何かしないと、本当に維持していくのが、特に今、高く木が生い茂って、高くなり過ぎて困ったりとか、あと、値上がりのこととか、今、落ち葉の季節ですけども、それを管理するのも、人間だけではどうしても足りないところがあるので、そういったところもしっかりと考えていただいて進めていただきたいと思います。以上です。

◆加藤茂樹委員長 意見でよろしいでしょうか。

◆谷口明子副委員長 はい。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。

路線バスのキャッシュレス化について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 次に、路線バスのキャッシュレス化についてを説明ください。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。それでは、資料1の63ページを御覧ください。路線バスのキャッシュレス化についてでございます。こちら、日ノ丸自動車と日本交通が運行しております県内全ての路線バスに対して、交通系ICカードの読み取り機を搭載いたしまして、キャッシュレス化を進める取組でございます。

本市におきましては、令和5年から、循環バスくる梨にICOCAを導入といたしまして、それがきっかけとなって、本年3月からは、鳥取駅と倉吉駅間の鉄道駅にICOCAが導入されております。今回、路線バスにもICOCAを導入することによりまして、公共交通ネットワークの利便性が格段に向上いたしまして、乗り継ぎする際のストレスも、かなり減少するものと考えております。そのことによりまして、公共交通の利用回復につながるということを期待しておるところでございます。

事業費は約6億3,000万円でございます。国・県・市町村で、それぞれ3分の1ずつ負担

しております。市町村の負担額につきましては、その自治体内で運行されております路線バスの運行キロ数でありましたり、運行台数によって案分して決定しております。本市の負担額は7,230万4,000円でございます。

現在、令和8年3月からの運用開始を目指して準備を進めておりまして、年明け頃からは、利用方法でありましたり、販売方法、こちらのほうを周知・広報活動を進めていきたいと考えております。

なお、運用開始におきましては、まず、単発利用、1回乗車の利用のみ可能となりまして、定期券につきましては、まだバス会社のほうと調整中でありまして、事業者間の調整が整いつつある次第、定期券、ICOCAの定期券も導入していく予定としております。また、ICOCA導入としておりますけれども、SuicaであったりPASMOといった全国相互利用が可能な交通系ICカードは全て使えるようになっております。以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。よろしいでしょうか。

くる梨の年始運行計画の変更について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 次に、くる梨の年始運行計画の変更についてを説明ください。宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。それでは、資料の64ページを御覧ください。くる梨の年始運行臨時ダイヤ、運行計画の変更についてでございます。

こちら、中心市街地を運行しております、循環バスくる梨につきましては、以前から1月の2日、3日につきましては、利用者が少ないということで、運行時間を短縮して運行しておりました。昨今のバス乗務員不足につきまして、実はバス会社から、年始のバス乗務員確保が非常に困難であるといったことございまして、特に皆さん、バス乗務員の方も、年始はお休みしたいというような声が上がってくるようございまして、それを受けまして、バス乗務員の労働環境を改善いたしまして、バス事業者の負担軽減を図ろうといったことを目的としまして、年始の運行台数を減らしまして、臨時ダイヤで運行したいといったものでございます。

具体的には、1経路当たり2台、20分間隔で運行しておりますところを、1路線当たり1台で運行したいと、そのことによりまして、運行間隔が40分に、少し長くなりますけれども、そういった運行をしたいと考えております。

対象とする経路につきましては、くる梨、赤・青・緑でございますが、赤コースと緑コースを対象とすることを考えてございます。青コースにつきましては、そちら、右側にルート図をつけておりますが、青につきましては、実はAコース・Bコースという具合に2系統分かれておまして、どちらかを減らしてしまいますと、全く運行しない区域が出てしまいますので、今回は赤と緑だけを臨時ダイヤとしたいと考えております。運行経路でありましたり、運行時間帯につきましては、変更はございません。

年始の利用状況につきましては、資料の中段につけておりますが、年平均と比較いたしまして、4割～6割ぐらい減少する傾向にございまして、年始は年間でも利用者が少ないということもありますので、分散した乗車ではなくて、少ない台数で効率よく運行できたらという具合

に考えております。

なお、年間30万人以上、このくる梨、御利用いただいていますけれども、バス乗務員の不足というのが非常について回っておりまして、また、人権費の上昇等のいろんな課題もございまして、今後もバス乗務員の減少が心配されておりますので、今回、年始の臨時ダイヤということでございますが、やはり利用少ない時間帯であったり、曜日につきましては、やはり効率化も工夫していかないといけないという具合に担当として考えておりまして、今回、運行間隔を広げるといったこととございますが、この広げてどうなったかというものを、こういうの見まして、またバス会社と、今後のくる梨についても考えていきたいと思っております。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言をお願いします。よろしいでしょうか。

鳥取駅周辺再整備の取組状況について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 次に、鳥取駅周辺再整備の取組状況についてを説明ください。筒井課長。

○筒井真二まちなか未来創造課長 まちなか未来創造課、筒井です。資料のほうは65ページお願いいたします。鳥取駅周辺再整備の取組状況について報告をさせていただきます。

項目1の取組の経過につきましては、前回9月の本委員会で取組状況を報告させていただいた以降の主な取組について記載をしております。風紋広場やバード・ハットを利用されてるイベントの主催者ですとか、あとは、学生、交通事業者の皆さんと、意見交換やワークショップを行いまして、いただいた意見などを踏まえまして、駅まち空間デザイン検討部会におきまして、バスターミナルや駅前広場の構造ですとか、デザイン、そして、複合施設の機能について検討を重ねております。

項目2につきましては、これまでの取組状況ですとか、レイアウト案を掲載いたしましたチラシを、8月の30日に日本海新聞に折り込みを行った以降に、市民の皆様からお寄せいただいた主な意見を記載しております。これまでと同様な御意見をいただいております。シネコンの整備ですとか、若者の居場所づくり、バリアフリー対応、高校生が公共交通の待ち時間を快適に過ごせる学習スペースや、立ち寄りやすい店舗の整備などとなっております。

右上の項目3につきましては、学生とのワークショップの開催概要になります。(3)に、主な意見などを整理しております。友達ですとか、楽しく時間を過ごす、お金を使わずといったような要素はいずれのグループからも共通して意見としていただいております。これらの要素を実現するためのアイデアといたしまして、自由に使える机と椅子があるスペースがつくってほしいですとか、駅を文化・交流の中心にするですとか、こういった意見を上げていただいております。養護学校の生徒の皆さんには、事前に鳥取駅周辺を散策していただいた上で、ワークショップに参画をいただいております。障害の人といっても安心して過ごせる駅周辺の環境に対しまして、歩きやすいですとか、バリアフリーがたくさんあるですとか、こういった現状を踏まえつつ、よりよい環境整備に関する意見をいただいたところでございます。引き続き、こういった学生とのワークショップを重ねまして、これからの鳥取を担っていく若者の皆さん

の意見やアイデアを整備計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、66ページを御覧ください。こちら、御案内になりますけれども、議員の皆様には、既に右側に掲載しておりますチラシを配付させていただいておりますが、12月の21日の日曜日、14時から、とりぎん文化会館第1会議室を会場に、2回目となります駅再整備に関する市民フォーラムを開催いたします。今回は、昨年のフォーラムからの取組の進捗状況と、レイアウト案の説明を冒頭に行いまして、その後、関西学院大学教授で、コミュニティデザイナーとして御活躍の山崎亮先生に、駅再整備と中心市街地における新たなにぎわい創出の可能性について、事例の紹介を交えながら、講演をいただきます。その後、中心市街地の活性化に取り組まれている地元の方々に、パネラーとして登壇をいただきまして、「市民とともに描く駅周辺の未来のカタチ」をテーマに、パネルディスカッションをいただきます。議員の皆様にも御都合をつけていただきまして、ぜひ御参加をいただきたいと思っております。こちら、事前の申込みが必要になりますので、まちなか未来創造課まで御連絡をいただけたらと思っております。説明は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 最初の話に戻りますけどね、景観の問題で、私ずっとレイアウト案を見たりして、非常に、いろいろレイアウトが変わると。中心部に北の広場や、それとまた複合施設ということで、この複合施設というのが、どの程度なのかというのが気になりましてね。駅のちょうど真ん中に、どんと真上に建てばというのが、何か景観上。ですから、その辺も含めた感じを、できるだけニューオータニに近いようなほうにするのか、何かそれがちょっと気になって、屋上で、また景観で、みんなが上がって見えるような感じを、見えるような感じをね、ガラス張りにしたりして、それもできるでしょうし、何階になるのか分かりませんが、その複合施設の考え方、どの程度、今後の課題だと思うんですのでね、その辺はどうでしょうかね。

◆加藤茂樹委員長 筒井課長。

○筒井真二まちなか未来創造課長 まちなか未来創造課、筒井です。複合施設の在り方につきましては、まさに、これからの議論になります。ただ、レイアウトを今検討を進めてる中で、各施設の配置の議論を深めてまいりまして、現状ですね、複合施設については、今のバスターミナルの辺りですね、ニューオータニの前辺りに配置をしていこうというようなレイアウトの配置として検討を進めております。

規模ですとか機能については、まさに、これから民間事業者が主体となって整備をいただく事業手法を導入していこうかなという、上杉議員の答弁でもさせていただいておりますけども、まさに、これから民間の事業者と一緒にやって検討を進めてまいるといったような段階でございます。

いずれにいたしましても、景観のほうを配慮して配置をしていかないといけないという考え方の下に、検討を重ねていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 いいですか。

- ◆寺坂寛夫委員 はい、以上です。
- ◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。

公用車による接触事故について（説明・質疑）

- ◆加藤茂樹委員長 そうしましたら、次に、公用車による接触事故についてを説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。説明の前に、資料の訂正を3点お願いしたいと思います。67ページを御覧ください。市道、凶なんですけど、市道吉岡街道の道という、道という字が抜けてますんで、その記入をお願いしたいと思います。それとですね、発生状況の2行目、進入という、進入が、侵すになってるんで、これは進むという字の訂正でお願いしたいと思います。あと、4行目の公用車のバスと書いてあるところが、くる梨バスということで、この3点の修正をお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。

それでは、説明のほうをさせていただきます。公用車の接触事故について説明させていただきますと思います。これは、令和7年10月24日金曜日、午後4時48分頃、鳥取市行徳1丁目地内、市道行徳幸2号線において発生したものでございます。発生状況は、道路課公用車が交差点を南から進入し、停止線で一時停止したところ、西から走行してきた、くる梨バスが右折し、交差点に進入した際に、少し内回りしたため、バスの右後方が公用車の右前方部と接触した事故でございます。

今後、過失割合について、保険会社と協議を進める予定としております。以上でございます。

- ◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷でございます。これにつきまして、くる梨の事故ということで、交通政策課からも報告をさせていただきます。

この事故を起こしました車両につきましては、くる梨の青コースということで、日ノ丸自動車が行ってございました。当時の状況でございますが、乗客の方が数人乗っておられましたが、皆様、けが等はないということで確認しております。その場でですね、後日、体調が悪いとかですね、そういったことがあってはいけませんので、乗客の皆さんのお名前と連絡先を聞いた上で、代車に乗り換えていただいて輸送をしております。今日の朝も確認いたしました。今日の朝までに、そういった首が痛いとかですね、そういった体調不良を訴えた方はおられないといったことでございます。

事業者に対しましては、安全な輸送が最優先ということで、くる梨だけではなくて、路線バスも含めてでございますが、安全運転を徹底するように注意をしたところでございます。以上です。

- ◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

このたび、道路課におかれましては、資料の訂正が多々あったようでございますので、今後気をつけていただきますよう、よろしく願いいたします。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 執行部の皆さん、委員の皆様、12時となりましたけども、このまま進めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

市営住宅徳吉団地R16棟漏水事故について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 それでは、次に行きます。次に、市営住宅徳吉団地R16棟漏水事故についてを説明ください。宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課、宮部です。市営住宅徳吉団地R16棟漏水事故について報告します。資料1の68ページを御覧ください。

令和7年11月25日火曜日の23時頃、市営住宅徳吉団地R16棟で漏水事故がありました。これは、3階住戸トイレの給水管が破損し、下の階へ漏れたことにより、2階及び1階の住戸、計2戸の部屋が水浸しとなり、入居者の家財に被害を与えてしまいましたので報告するものです。

漏水の原因につきましては、3階住戸トイレ内のタンクへの給水管の老朽化によるもので、資料右上の写真2の部分となります。漏水発生時には、止水の応急処置を行い、翌26日に破損箇所の修繕を完了しております。

被害のあった住戸内を確認しましたところ、各部屋の修繕には、相当な日数を要すると判断しましたため、被害に遭われた入居者と協議を行い、その結果、別の住戸へ移転をしていただくことになりました。移転先の部屋の入居が可能となるまでには、2日間程度の修繕を要しましたため、その間は、市のほうで確保した宿泊施設などへ一時的に避難していただきました。その後、11月28日に移転先住戸の修繕が完了し、入居可能となりましたので、被害に遭われた入居者の方には、近日中に移転される予定となっております。

なお、生活に必要な布団やベッド・マットなどの提供は既に行っておりますが、その他の家財の被害状況は現在確認中であり、入居者の方へは、被害を与えた家財や引っ越し費用などに対して、市が損害賠償を行う旨をお伝えして御理解をいただいています。

今後、被害を与えた家財の修繕などを早急に行い、入居者の方への不安解消に心がけながら対応を行ってまいります。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言をお願いします。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 谷口です。このお部屋というか、この棟というか、あったわけですが、同じように、ほかの部屋とか、また、同じ時期に建設されたところとかの状況は、こういったことが、同じことが起きる可能性もあるのかもしれないのですが、点検とかはどうなっていますでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課、宮部です。このたびの事例につきましては、写真、ちょ

っと見づらいかもしれませんが、その写真②のほうの下の側のほうですかね、ちょっとその部品が折れてるんですけど、腐食によって、老朽化によって折れたものなんですけども、なかなかその壁の中の部分でありまして、ふだんの、ふだんのというか、その点検がなかなか難しいところではあります。ですので、その入居者の方に、あと、ふだんから生活されてる様子見ていただいて、何か異常があれば、お知らせいただいたりとかいう、ちょっとその投げかけ等を、呼びかけ等をしてみたいなどは考えているところです。以上です。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 ぜひ御対応していただいて、不便がないようお願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。

そうしましたら、以上で都市整備部を終了します。執行部の皆様は御退席ください。

【その他】

令和8年度建設水道委員会視察について

◆加藤茂樹委員長 そうしましたら、12時ちょっと過ぎちゃいましたけども、最後まで進めちゃいたいと思います。

それでは、その他といたしまして、令和8年度建設水道委員会視察についてであります。毎年ですね、大体5月なわけでございますけども、このたびは、日程上、4月になったようにございます。

日程的にどの委員会もですけど、4月の13日～17日の1週間の中で、各常任委員会で予定を立てていただきたいということでございます。この4月が飛行機が取れないようになって、何か修学旅行云々じゃないかっていうことでありました。日程ですけども、4月の13の週ですけども、この日がね、個人的なっていったらあれですけど、ちょうど鹿野が大祭で、今年度、本祭りなもので、ちょっと前半を外していただきたいと思って。15・16・17ということできせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 ちなみに事務局、飛行機が取れないっていうのは、建水だけの人数分じゃなくって、全体の人数分でしょうか。もし分かればいいけど、この議員32と執行部入れて、50人規模の予約が取れるかどうかなのか、建水だったら10人ぐらい取れるのか、ちょっとその辺りを分かれば。

○岡崎圭涼市議会事務局主任 事務局の岡崎です。既に予約サイトで満席という表示が出ております。

◆加藤茂樹委員長 分かりました。人数関係なくして、既に満席ということで。

しばらく休憩させていただきます。

午後0時8分 休憩

午後0時9分 再開

◆加藤茂樹委員長 会議を再開します。

来年は、また5月になるかもわかりませんし、とにかく議会の予定上4月、この1週間にと
いうことであります。日にちは15日～17日と決定させていただきました。中身につきましては
は、後半の委員会です。

取りあえず、電車云々となってきましたと、九州方面かなと考えております。案としまして、
何点か、先方があるので、受けてくれるか、受けない、何種類か多分選んで、アポ取っていか
ないといけませんので、後半の委員会で、何かありましたら、またそのときに言ってもらった
らいいですし、取りあえず2点ほど案です。

下水道インフラの、限りあるリソースの中、民間と手を取り合って下水道の未来を描くとい
うのと、福岡県春日市の、道路、従来の舗装を見直すことで景観と安全性の両立を目指すとか
って、まあまあありますので、また皆さんで何かありましたら。

◆足立考史委員 九州方面。

◆加藤茂樹委員長 九州方面で。

◆太田 縁委員 熊本城もあるしね。

◆加藤茂樹委員長 町並みとか、城とかでもいいですし。

◆太田 縁委員 バスターミナルもあるし。

◆加藤茂樹委員長 とりあえずは九州方面ということで計画を進めていきたいと思いますので、
よろしく願いいたします。4月なんでもっとも相手も忙しいので、相手もお断りします状態
が多いと思うんで、来週の後半の委員会までに何かしら分かれば、資料そろえて、皆さんにお
示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、日にちと行き先方面は決定いたしましたので、また後半の委員会で再協議
したいと思います。

以上で、建設水道委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後0時13分 閉会

令和7年12月鳥取市議会定例会 建設水道委員会 (議案説明)

日時：令和7年12月8日(月)10:00～
場所：本庁舎7階 第2委員会室

水道局 (10:00～)

1. 議案(説明)

議案第144号 令和7年度鳥取市水道事業会計補正予算(第1号)

下水道部 (水道局終了後)

1. 議案(説明)

議案第136号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】

議案第145号 令和7年度鳥取市下水道等事業会計補正予算(第1号)

2. その他

- ・下水道マンホール蓋による賠償事故について

都市整備部 (下水道部終了後)

1. 議案(説明)

議案第136号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】

議案第151号 鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について

議案第167号 鳥取市都市公園の指定管理者の指定について

議案第168号 鳥取市営駐車場の指定管理者の指定について

議案第191号 工事請負契約の締結について

2. その他

- ・鳥取市景観計画の改定について
- ・鳥取市緑の基本計画の改定について
- ・路線バスのキャッシュレス化について
- ・くる梨の年始運行計画の変更について
- ・鳥取駅周辺再整備の取組状況について
- ・公用車による接触事故について
- ・市営住宅徳吉団地R16棟漏水事故について

そ の 他 (都市整備部終了後)

- ・令和8年度建設水道委員会視察について